

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 国内事業者が電気通信回線を介して行う国境を超える役務提供に係る消費税について

国外事業者が行うインターネット等を介して行う事業者向けの電気通信利用役務の提供についてはリバースチャージ方式により役務の提供を受ける国内事業者に消費税の納税義務が生じます。この電気通信利用役務の提供を受ける事業者は、リバースチャージ方式が適用される国外事業者との取引について留意が必要です。一方、国内事業者がインターネット等を介して役務提供を行う場合でも国境を超える時は消費税の課税関係の整理が重要となります。

そこで、以下の設例を用いて、国内事業者（日本の法人A社）が国内事業者（日本の法人B社）に対してインターネット等を介して役務の提供を行う場合と国外事業者（Bの外国子会社であるF社）に対してインターネット等を介して役務の提供を行う場合について消費税の課税関係を考えてみます。

### [設例]

- 役務① B社がA社の保有する市場調査にかかるデータベース（クラウド）を利用する場合
- 役務② F社（B社の外国子会社）がA社の保有する市場調査に係るデータベース（クラウド）を利用する場合
- 役務③ A社がF社（B社の外国子会社）にかかる個別の市場調査を実施し、営業戦略案を作成してメールで提供する場合

## 1. 電気通信利用役務の提供に該当するか

電気通信利用役務の提供には、電気通信回線（インターネット等）を介して行われる電子書籍、音楽、映像、ゲーム、ソフトウェア等の著作物の提供・利用許諾のほか、クラウド上でデータベース等を利用させるサービス、インターネット等での広告の配信・掲載及び電話・電子メールによる継続的なコンサルティング等の役務提供が含まれます。

ただし、他の資産の譲渡等にかかる結果の通知等その他の資産の譲渡等に付随して行われるものは電気通信利用役務の提供に該当しません。（法2①八の三、基通5-8-3、国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関するQ&A問2-1）

## 2. 役務の提供の内外判定

電気通信利用役務の提供にかかる内外判定はその役務の提供を受ける事業者の本店もしくは主たる事務所の所在地で行います。一方、電気通信利用役務の提供に該当しない役務提供にかかる内外判定は原則として当該役務の提供が行われた場所で行います。（法4③二及び三）

## 3. 課税関係の検討

役務①：

A社が保有するクラウド上のデータベースをB社が利用する場合は、電気通信利用役務の提供に該当します。この場合は、役務の提供を受けるB社の本店所在地（日本）で内外判定がされるので、国内取引となり消費税が課税されます。

役務②：

A社が保有するクラウド上のデータベースをF社が使用する場合は、電気通信利用役務の提供に該当します。役務の提供を受けるF社の本店所在地（外国）により内外判定がされるので、国外取引となり消費税は課税されません。

### 役務③：

F社にかかる個別の調査を実施し、営業戦略案を作成してメールで提供する場合は、電気通信利用役務の提供ではなく、他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供とされます。この場合は役務提供の行われた場所で内外判定を行います。A社が国内で役務の提供をした場合は国内取引となり、役務の提供を受ける事業者がB社の場合は消費税が課税されますが、役務の提供を受ける事業者がF社の場合は輸出となり消費税は免税となります。

上記設例の国内事業者A社がインターネット等を介して行う役務提供にかかる消費税の内外判定及び課税関係をまとめると以下のようになります。

設例	役務提供事業者	役務の提供を受ける事業者	電気通信利用役務の提供に該当する場合	付随して行われる役務提供に該当する場合
役務①	A社	B社	国内取引（課税）	
役務②	A社	F社 (B社の外国子会社)	国外取引（不課税）	
役務③	A社	B社		国内取引（課税）
役務③	A社	F社 (B社の外国子会社)		国内取引（輸出）

## 4. 役務の提供が国内及び国外において行われる場合等

電気通信利用役務の提供に該当しない役務提供については、前述の通り、原則として役務の提供が行われた場所により内外判定を行います。国際運輸、国際通信、国際郵便等のように役務の提供地を国内か国外かに特定できない場合には、当該役務の提供の区分に応じて特定の場所により判定するよう別途定められています。（令6②一～五）更にこれらの規定により内外判定ができない場合には、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地により判定されます。（令6②六）（基通5-7-15）

例えば上記設例の役務③について、A社がB社からB社の外国子会社であるF社に関する個別調査と営業戦略案の作成依頼を受けたとします。A社の従業員が海外出張をして調査を行い、その後A社が日本国内で営業戦略案を作成しB社にメールで提供します。この役務の提供について見積書・契約書等において海外での調査にかかる対価の額が合理的に区分されていない場合には、役務提供を行うA社の所在地で内外判定がされ、海外で実施した調査分も含めて役務提供の対価の額の全額が国内取引（課税）となります。

### お見逃しなく！

国内事業者がインターネット等を介して国境を超える役務の提供を行う場合には、まず、電気通信利用役務の提供に該当するかどうかの確認が必要です。その上で役務の提供の内外判定及び消費税の課税関係を整理することが重要となります。特に複数の取引が含まれる契約においては、見積書・契約書等を作成する段階で消費税の課税関係を整理することにより、必要に応じて、国内取引・国外取引を合理的に区分の上記載することも可能となります。顧客との間で消費税の課税関係の理解に齟齬が生じることも事前に防ぐことができ、正しい消費税の処理に繋がります。